

## ベンガルのザミンダールについて (I)

### — ムガル王朝におけるかれらの権利 —

#### I ま え が き

われわれがインドの土地問題または農村問題を取り扱うとき、ザミンダールという言葉に悩まされる。しかしながら、かれらについてあまり詳細に紹介されていないのが現状である。

独立直後に、インド政府が土地改革の第一歩として、ザミンダラー制の廃止を各州政府に勧告した。それ以前に、U. P. 州をはじめとし、各州政府はその廃止法の検討を始め、第1次5カ年計画実施を契機に、その実施に乗り出したが、その成果は、かれらがザミンダールという名称で存在しなくなったにすぎず、その実体はあまり大きな改革を受けずにいると言われている。インドの土地改革があまり芳ばしい成績を上げえない障害の一つは、かれらザミンダールの存在といえよう。

ザミンダールについて学ぶとき、わたくしはそれを、(1)1793年の永代的設定 (Permanent Settlement) 以前、特にムガル王朝におけるザミンダール、(2)1793年以後のザミンダール、と二つに分けて見るのが妥当のように思う。

本稿では、その出発点としていささか抽象的ではあるが、ムガル王朝におけるベンガルのザミンダールについての代表的意見を紹介しようと思う。

#### II ザミンダールとは

1765年にベンガル、ビハール、オリッサの租税徴集権 (Diwani, or, Dewani) を獲得した東インド会社が、会社の利益と原住民に対する支配維持の主要手段として、1793年に永代的設定 (Permanent Settlement) (註1) を行ない、ザミンダールを「地主」として認めた。この点について、当時のインド総督コンウォリス (Marquess Cornwallis) は、「われわれがこの国を完全に維持していく手段を考えると、土地所有者が自己の利益のためにわれわれに忠実であるということが最も重要なことである」(註2) と述べ、またベンティンク (William Bentinck, 1828~35 年インド総督) も、「もし広範囲な大衆騒乱からの安全を望むなら、永代的設定は多くの点で、また本質

的に重要な分野で誤りがあるけれども、イギリス統治の存続に深い関心を寄せる一団の大土地所有者を生み出したことは、大多数の民衆を完全に支配することに非常に役立っている」(註3) と述べている。この永代的設定によって、ザミンダールが「地主」としての地位を認められたことが、以後の農村社会に大きな変化をもたらし、インドの貧困の大きな原因となったのである。

ザミンダールなる語は、元来ペルシャ語より生まれたもので、ザミンが「土地」を、ダールが「所有者」あるいは「保有者」を意味する。したがって一般には、かれらを「地主」(landlord) または「土地所有者」(Proprietor of land) と紹介しているが、かれらの有していた権利、特権については意見がまちまちで、数多くの議論に接するのであるが、いずれが正しいかは一概に断定することができない。

ボーデン・パウエル (B. H. Baden-Powell) は、ザミンダールについてつぎのように述べている(註4)。

「わたくしはかれらザミンダールを、租税代理人 (revenue agents) と呼ぶのがよいか、あるいは租税取り立て請負人 (revenue farmers) と呼ぶほうがよいかかわからない。しかし、わたくしとしては、租税代理人と呼びたい。その理由は、一般的にかれらは租税の取り立てを請負うというよりも、むしろ査定 (assessment) を行なう責任を有し、それによって報酬を受けていた。われわれがインドの土地問題について語るとき、土着語に注意しなければならない。ザミンダールという言葉はわれわれを困惑させる。ベンガルでは、かれらはサナド (註5) (Sunnud, or, Sanad) を受けた租税官吏 (revenue official) であり、他の地域では、完全な土地所有者を意味するようになった。さらに、より一般的に言われるとき、ザミンダールは土地で生計を立てている者を示す。したがって、村で逢った者に、お前はだれかと聞けば、おそろくかれは、「わたくしは貧しい者でザミンダールです」と答えるであろう。

ライヤット (raiyat, or, ryot) という語も不正確なものである。たとえば、ライヤットの権利は保護されねばならないというとき、それは小作人 (tenant) を意味し、ラ

イヤットワーリー設定 (Raiyatwari Settlement) の場合は、実際の耕作者 (actual cultivator) を意呼する。この中でも指適されているように、インドの土地問題に言及するとき、使用される言葉の持つ意味の相違に注意しなければならない。特に所有権 (proprietary right) という言葉が、インドではどのような性質をもっていたかについて慎重に検討しなければならない。ザミーンダーを「地主」あるいは「土地所有者」と呼びながら、かれらが持つ権利、特権について意見が異なっている大きな原因の一つも、この所有権なる言葉の解釈の相違にあると見える。

(注1) Settlement を「設定」と訳したが、この言葉は元来ベルシャ語の bandobast の訳である。それは地租すなわち政府の生産物の取り分、あるいはそれに相当する現金の評価に必要な金過程を意味する。その中に含まれている主なものは、協定がなされる人間、要求される額、徴集方法、米納に対する罰則、条件である (Vincent A. Smith, *The Oxford History of India*, 1920, p. 353.)。

(注2) West Bengal, Land and Land Revenue Dept., *Indian Land System, with Special Reference to Bengal*, 1958, p. 70.

(注3) R. Palm Dutt, *The Problem of India*, 1943, p. 79.

(注4) B. H. Baden-Powell, *A Manual of the Land Revenue Systems and Land Tenures of British India*, 1882, p. 111.

(注5) Sanad: 資格免許状で、ムガル王朝では、その資格の性質によっていろいろな Sanad があつた。すなわち Sanad-i-Zamindar とか Sanad-Diwani とか。

### III インドにおける所有権について

古代インドにおける土地の所有権については、明確な定義がなされていない。スミス (Vincent A. Smith) は「聖典に精通している者は、王が土地と水の二つの所有者であつて、人民はこれら二つのもの以外にしか所有権を有することができないということを認めている」(註6) というカウティリヤ (Kautilya) の「実利論」(Arthashastra) の注釈者の言葉を引用すると同時に、「実利論の第1章は、耕作地は納税者に1代の間だけ与えられ、土地はそれを耕作しない者から取り上げられ、他の者に与えるよう王に命じている」(註7) という説を紹介している。

パーム・ダット (R. Palm Dutt) やデサイ (A. R. Desai) は「インドの土地は、種族やその一部分である村落共同体、村に定住している部族や氏族に属し、けつして王の所有地と見なされなかった」(註8) というムケルジー (R. Mukerjee) の説を紹介している。さらにデサイは、「王

が土地の所有者でなかったから、王は土地の所有権を持つ貴族階級を作り出すことができなかった。王が貴族に与えたり譲渡したりしたのは、租税徴集権であつた」(註9) と主張する。

アンステイー (V. Anstey) も「古代において、土地に対する絶対的所有権の考えはインドに存在しなかった。存在していたのは、君主が土地の生産物に対して持っている“取り分” (share) の権利が尊重されることを条件に、農民の耕作権と保有権の保障であつた」(註10) と述べている。

ボーデン・パウエルは「もし、われわれがインドの法典を調べれば、われわれが意味する所有権という概念が存在していないことに気付くであろう。マヌの法典の中に、土地は最初にそれを開拓した者の所有物であると記されているが、もしその所有者がその土地を活用できず、耕作すべき季節に耕作しないとき、王はかれに重い罰金を課することができた。また生産物に対する王の取り分の権利は、王が農民に与える保護の代償であつた」(註11) と述べ、所有権の問題についてつぎのような結論を下している。「イギリス統治以前のインドに、土地の個人所有が存在したか否かについては満足な答えが得られていない。それは使用される言葉のもつ意味に根本的な問題がある。所有権の存在を認める者も否定する者も、所有権を違った意味で使用している。土地の所有権が、市場商品のように完全に所有され、手から手へと譲渡されるようになったのは、古代制度下では存在せず、それは近代的なものであるということとをわれわれは忘れていようである。耕作する権利は所有権というよりむしろ特権である。そしてそれは最初全人民のものであり、つぎに特定種族あるいは特定の村落共同体のものであり、最後にその共同体の中の特定個人の特権となるのである。この最後の段階で、土地は相互の利益と便宜のために分割されるのであつて、無条件に分割されるのではない。それは、定められた条件と共同体の利益を守らねばならない」(註12) と。

前述したいずれの説が正しいかは、軽々しく論じられないが、われわれがこの問題を検討する場合、(1)使用される用語に含まれている意味、(2)権利と政治権力との区別、の2点に注意しなければならない。

(註6, 7) V. A. Smith, *The Oxford History of India*, 1920, p. 90.

(註8) R. Palm Dutt, *The problem of India*, 1943, p. 74.

(註9) A. R. Desai, *Social background of Indian*

*Nationalism*, 1954, p. 27.

(注10) V. Anstey, *The Economic Development of India*, 1952, p. 97.

(注11, 12) B. H. Baden-Powell, *A Manual of the Land Revenue Systems and Land Tenures of British India*, 1882, pp. 88~89.

#### IV ザミーンダールの権利

かれらがいつごろから存在するようになったかは明らかにされていない。その前身は、おそらく回教徒侵略以前のヒンドゥー時代に租税徴集者として任命され、徴集した租税の何割かを報酬として受け取っていたという点では意見が一致している。しかし、かれらがザミーンダールの名称でその職務に従事するようになったのは、ムガル王朝になってからと思われる。ボーデン・パウエルはつぎのように述べている(注13)。

「ムガル政府が地方の代理人を十分に管理できなくなるにつれて、租税も不完全なものとなった。租税官吏の腐敗とかれらを監督する力の不足が、必然的に新しい制度をもたらした。すなわち、なんの権威もまた地方の租税取り立て請負人とかれらの着服を監視する役人 (amil) についての詳細な報告書を得ることができなくなった村役人 (village officer) による租税徴集に代わって、政府は広大な地域から確実に租税を徴集する責任を持つ管理人あるいは代理人を任命した。そして、かれらはザミーンダールと呼ばれるようになり、報酬として租税の10分の1を得た。しかし初期の段階では、他の租税担当役人(注14)に監督されていたが、中央政府の弱体化に伴ない、その権力と自主性を強化するようになった。やがて自分の受け持ち地域を自分の領地 (estate) と見なすようになり、所有者となった。元来ザミーンダールが所有権を有していたかについては断言できない。その主な理由は理論上かれらがだれからも小作料 (rent) を得ていなかったことである。

ザミーンダールには、(1)地方の権力者、(2)寵臣、(3)昔の租税役人、(4)ムガル王朝に征服され帰順したヒンドゥー王族、が任命されたが、(4)の場合が最も多かったようである。

かれは、ザミーンダールの起源をムガル王朝に求めているが、それはこの時代にその存在がはっきりさせられたと見るべきであろう。特にムガル王朝の基礎を築き上げたといわれるアクバル時代 (1556~1605年) に注目しなければならない。

ここで、ベンガルのザミーンダールの起源とその権利

について多くの有益な情報を提供し、コンウォリスの永代的設定に対して大きな影響力を及ぼしたといわれるショアー (John Shore) の意見を紹介しよう。かれは当時東インド会社の職員で、ベンガル地方の租税制度を調査し、グラント (James Grant) とともに租税制度についての権威者として知られた。コンウォリスの下で租税局長官に、ついで第4代インド総督(1793~98年)に任命された。これから紹介するかれの意見は、会社の重役会 (Court of Director) が1786年4月12日付の手紙 (revenue general letter) の中で、「回教王朝およびヒンドゥー王朝の制度と慣習の下で、ザミーンダール、タルークダール (Talookdar)、ジャギールダール (Jagheerdar) が有していた支配権、権利、特権について調査するよう」(注15)にと指示したのに対する答えとしてなされたものである。かれはその中で、ムガル王朝の財政制度の原則を明らかにし、ザミーンダールが土地の所有権を有し、世襲相続で継承されたと述べている(注16)。

「ムガル王朝の制度は、その根本原理において独裁的であり、実施面においては気まぐれで不規則なものであったがために、権力 (power) と原則 (principle) との識別を、すなわち現実 (fact) と権利 (right) の識別を不可能にしている点がある。自然権 (natural rights) でさえ、しばしば権力の犠牲にされる場合には、代々の政府の下で何が人民に残されてきたかを注意深く観察し、最も長い間ほとんど変わらずまた侵害されることなく存続している慣習を明らかにしなければならない」と、まず調査にあたっての心構えを述べてから本論にはいつている。

「ムガル王朝の統治体制が確立したのは、アクバルになってからで、その財政制度は、土地の生産物を統治者と農民との間で、定められた比率で分配するという原則に立脚していたと思われる。統治者の取り分がどのくらいの割合であったかは明確ではないが、推定総租税 (estimated gross revenue) の2分の1から8分の1が、土地の条件や耕作に要した労力や経費に基づいて適用されたようである。

アクバルは、租税制度を調整するためにトーレンムル (Toorenmul) をベンガルに派遣したが、かれの行動・処置は既述した原則によって規制されていた。かれはザミーンダールに土地の管理をゆだね、いっしょに租税設定を行ない、かれらの直接利用と生計のために土地あるいは生産物の一部を割り当てた。これがナーンカール (Nankar, or, Nancar) と呼ばれるもので、それはだいたい租税の10%以内に相当した。

ザミーンダールは、政府の役人が調査できなかった隠匿資源や耕作改善、さらに農民の貢物などから利益を得ていた。かれらの地位は相続され、農民は自分たちのザミーンダールを先祖代々からの後援者であり統治者であると考え、しだいに土地所有者であると思なすようになった。

オーランジーブ (Aurangzeb, 1658~1707年) によって、ベンガルのディワン (Diwan, or, Dewan) (1677) に任命されたジャフィール・カーン (Jafeer Khan) は、それまでにない厳格さで財政調査を行なった。かれは自分の部下を派遣し、土地の再評価を行ない、農民がザミーンダールに支払っていたすべてを政府のために徴集することで、地代 (rent) を最高水準に引き上げたが、ザミーンダールが土地の所有権を有していると考えたため、その相続権を認め Nankar を存続させた。かれの死後今日まで、ザミーンダールが土地の所有権を持ち、世襲的に相続されているという考えは、慣習と現実によって証明されている。

以前、ザミーンダールは道路、橋の管理をするよう義務づけられていたが、これはしだいに無視されるようになった。また自分の領内の平和維持、泥棒、殺人者、その他の犯罪者もかれらの義務であった。このほか、租税徴集のために、ときどき農民に対し残酷なまでにふるまうことさえ許されていた。

以上述べてきたザミーンダールが土地の所有者で、その地位が世襲相続によって継承されてきたという意見に対する異論が唱えられている。その根拠はつぎのようにまとめることができる。

(1) 土地の総生産物を農民と分けるという原則に基づいて定められたムガル王朝の制度は、土地の所有権を伴い、世襲相続によって継承される身分というものを否定している。

(2) サナドがザミーンダールの任命に不可欠なものである。

(3) ザミーンダールの職務は、サナドの中で奉仕 (service) と記されていて、履行すべき義務が明らかにされているが、いかなる所有権も認めていない。

(4) ザミーンダールの任命に先立って、承認料 (acknowledgment) が君主に支払われるのが常であった。

(5) ザミーンダールの容貌確認が、任命に先立って行なわれた。もし土地がザミーンダールの所有物と認められているなら、不必要なことであろう。

この反対意見に対する回答として、つぎの事実を挙げ

たい。

(1) ムガル王朝の制度が立脚している原則は、所有地 (landed property) の価値 (value) を制限し、それを君主の慈愛 (humanity) と公明正大さ (equity) に依存させているが、それは国がすべての土地の地代 (rent) の何割かを得るといふ権利を確立する以外のなにものでもない。

(2) ザミーンダールの身分と地位が世襲相続で継承されるということは、慣習と規定によって保証されている。

(3) ザミーンダールのサナドは、血族相続人に不利なものとなるように勝手に変更されることはなかったし、既存の権利は確認された。第1級のザミーンダール (principal zamindar) だけがサナドを申請したにすぎなかった。

(4) 下級土地保有者 (inferior landholder) はサナドなしに、自分たちの定めた相続法に従って継承した。

(5) サナドに記載されている奉仕 (service) は、何一つとしてザミーンダールの権利を侵害するものではなかった。所有権は奉仕によって左右されるかもしれないが、時の経過と慣習によって奉仕は、所有権と相続権に転化される。

(6) ザミーンダールの身分と地位は、サナドに記載されている条件が守られているかぎり、無制限に保証された。

この回答のほかに、わたくしはザミーンダールの身分と地位についていくつかの推測を付け加えたい。

アクバルの時代に、ベンガルのザミーンダールはその数も多く、富を有し、強い権力を振るっていた。かれらはアクバルによって設けられたものでなく、おそらく回教徒のインド征服以前に、いろいろ違った権利や特権を持って存在していたよりである。このような事情からつぎのように主張できると確信する。

(1) 新しい侵略者は、その国の租税を要求したが、かれらは政策上および人道上的見地から税 (tax) 徴集の代理人として昔からの土地所有者を雇用した。そして租税徴集で行使される司法権 (jurisdiction) を与えた。

(2) このために、侵略者は職務や奉仕を明示したサナドを与えることで、これまでの所有者に相続できる永代的な身分と地位を保証した。

(3) したがって、ザミーンダールは、元来所有者でなかったとしても、時の経過につれて土地の所有権を獲得し、それに付随する権利 (売却、譲渡、抵当) を得た。しかしながら、君主の地代 (rent) 要求に応ずる義務を有した。

(4) 土地改良による増収はもちろんのこと、不正行為

や隠匿耕地からの租税を確保するために、下級役人が任命され、租税に関連のあるできごとのほかに土地とその生産物の報告書が作られた。

(5) ザミーンダールは世襲相続で継承されるのが普通であったが、新しい相続者の誕生を知らせることは、新しく生まれたザミーンダールの安全のためだけでなく、政府役人と農民にとって必要とされた。

(6) 第1級のザミーンダール (principal zamindar) は、大きな司法権を享受し、君主や地方長官に面会を許され、自分の権利の確認だけではなく、名誉としてサナドを申請し、それを受けた。一方下級ザミーンダールは、多額の権利承認料を支払った。

ザミーンダールの身分と地位は世襲相続ではあったが、それはあくまでも条件付きであった。かれらがその職務を履行しなかったり、反乱、政府命令への反対に対しては、その所有権の没収という罰を受けなければならなかった。しかし、この場合でも、かれらのナンカールは残されていたようである。

以上が、ショアーのザミーンダールに関するかれの意見の概要である。かれはザミーンダールの持つ所有権が、絶対的なものではなく条件付きのものであるということ認めながらも、所有権はザミーンダールに帰属し、かれらは政府に租税を支払う義務を有していたと主張している。かれの意見に反対する代表者がグラントである。かれの主張する主要点はずぎのとおりである(註18)。

(1) 君主が唯一の絶対的土地所有者である。

(2) 農民 (ryot) は慣習によって、永代小作人 (perpetual tenant) として存在し、土地の総生産物のうちから一定の割合の地代を、現物あるいは現金で政府に支払う。そしてその支払いは、租税請負人あるいは暫定的に任命された役人であるザミーンダールを仲介者として行なわれた。

(3) ザミーンダールの身分と地位は、それに付随する権利と特権を持つが、暫定的で条件付きの承認書 (サナドのことをいう——筆者注) で認められる一つの役職にすぎない。

(4) 土地の所有権は、王領 (royal domain) として、いま一つは封土 (feudal passession) として、君主に属している。

(5) 後者は、王家の上級役人、軍の指令官、寵臣に与えられたが、一代限りのものであった。そして、かれらがムガル王朝時代の偉大な貴族の一団を形成し、封土の所有者と見なされた。

最後に、ハリントン (John Herbert Harington) の意見を紹介しよう(註19)。かれも東インド会社の一租税役人であった。かれはまず、「われわれがこの国で発見した複雑な制度を、われわれの地主と小作人という簡単な原則で一様化しようとすることによって、また特に慎重に考慮されるべき制限をつけて初めて正しく適用できる適切かつ慣用的な意味を持つ言葉をインドの制度に採用することによって、多くの混乱が生じたのである。もし土地所有者 (proprietor of land) および現実の土地所有者 (actual proprietor of the soil) という言葉の持つ意味が、イギリスの地主 (landlord) や自由保有者 (free-holder) が自分たちの利益になるよう自由にその領地を取り扱い、小作人の借地保有権の終了と同時にかれらを追い出したり、小作料を値上げしたような権利を完全に持っている土地保有者 (landholder) を支わすとするならば、このような言葉はベンガルのザミーンダールに厳密に言えば適用されない」と述べ、かれのベンガルのザミーンダール観を明らかにしている。

「ザミーンダールは、ある特殊の意味を有する土地保有者 (landholder) のよに思われ、われわれの持つ言葉の一部で定義できないようである。かれらは農民や他の又借り人 (under-tenant) から政府の地方租税を徴集する者で、

(1) 相続によってその身分と地位を継承することが許されていた。しかし、その際には皇帝に承認料 (peshkush) を支払い、州の代表者である知事 (nazim) に贈物をしなければならなかった。

(2) 自分の領地を売却あるいは贈与で譲渡することを許されていたが、事前に許可を得よう要求されていた。

(3) 普通、自分の領地内で受け取ることでできる一般租税 (public revenue) の年間契約者という特典を与えられていた。しかし、政府が別の機関によって地代 (rent) を徴集したり、あるいはジャギール (Jageer) (註20) やアルタムガー (Ultumgha, or, Altamgha) (註21) の認可によって、地代を暫定的あるいは永久的に賦与することを望んだときには、土地または現金で一定の補償を受けて取り消された。

(4) ベンガルでは、今世紀 (18世紀) 初頭ごろから、知事 (Soobadar, or, Subahdar) が課す特別課税 (abwab) を、自分の領地内のパルガナー、村、地区に割り当てる権限を認められていた。

(5) 任期中に、自分の契約から生じた臨時収入を得ることを許されていたが、その受領額を正直に報告しなけ

ればならなかった。

(6) 自分の領地内の治安維持の責任を負っていたが、それは犯人を逮捕して回教徒の治安判事に引き渡すにすぎなかったようである。

以上が抽象的ではあるが、ムガル王朝時代のザミーンダールに関するわたくしの見解である。

以上、ザミーンダールの権利・特権について代表的意見として、ショアー、グラント、ハリグトンの説の骨組みのみを紹介した。これだけでそのいずれの説が妥当であるかは結論づけられない。このつぎの機会に、かれらが元米どのような権利・特権を有していたかをほり下げる意味で、3人の調査報告を中心に具体的に紹介しようと思う。

(注13) B. H. Baden-Powell, *A Manual of the Land Revenue Systems and Land Tenures of British India*, 1882, pp. 111~112.

(注14) この代表的なのがカーヌーゴ (kanungo, or, canoongo) である。その職務は(1)ザミーンダールの監督、(2)中央政府に情報提供、(3)農民の保護、であったと言われる。しかし中央政府の弱体化に伴い、しだいにザミーンダールと共謀するようになった (R. B. Ramsbotham, *Studies in the Land Revenue History of Bengal, 1769~1787*, 1926, pp. 3~4).

(注15) J. H. Harington, *An Elementary Analysis on the Laws and Regulations*, vol. 3, 1817, p. 227.

(注16) 本稿で紹介したショアーの見解は、1788年4月2日、租税局の議事録に記録されたものである。

J. H. Harington, *op. cit.*, pp. 228~245.

(注17) ムガル王朝が、国内統治のため、12の州にそれぞれ設けた行政府で、租税・財政の責任を有したいわゆる大蔵大臣である。

(注18) J. H. Harington, *op. cit.*, pp. 360~361.

(注19) *Ibid.*, pp. 398~401.

(注20) 君主が臣下の顕著な業績に対して与えた特権で、特に軍事的な面で与えられたと言われ、軍事保有権 (military tenure) とも言われている。1カ村あるいは数カ村が無地代で与えられたが、これが国王の所有権に基づいて行なわれたか否かは明らかでない。このジャギールを持つ者をジャギールダールと言ひ、かれらはそれを自分で耕作したり、貸貸したりした。ジャギールの種類とそれに付随した条件については、種々の論議がなされている。ショアーは一応それを2種に分け、一つは定められた特別の役職、地位に要する費用のために与えられたとし、いま一つはその地位、役職、家臣、軍隊維持とは無関係に与えられたと述べている。ジャギールダラー制度の顕著な例はハイデラバードに見ることができる (A. C. Ganguli (ed.), *A Glossary of Judicial and Revenue Terms*, 1940, pp. 349~350; A. M. Khusro, *Economic and Social Effects of Jagirdar Abolition and Land Reforms in Hyderabad*, 1958, p. 1.)。

(注21) 言語的には al が赤色、tamgha が印章を意味する。土族の捺印がある皇帝の承認書で、無地代の土地を与えた。元米この捺印の色が赤あるいは紫であったことからこのように呼ばれた。(A. C. Ganguli (ed.), *op. cit.*, p. 29.)

(アジア経済研究所図書資料部 松谷賢次郎)

## 新興国家の公務員制度 熟練職員についての若干の問題研究

— 研究参考資料 第10集 —

ケネス・ヤンガー著

### 第1部 過渡期にある植民地公務員制度

(a)問題の所在, (b)植民地公務員制度の再組織1954~59年

### 第2部 ナイジェリアおよび、南カメルーンにおける公務員制度

序論, (a)西部地域, (b)東部地域, (c)北部地域, (d)ナイジェリア連邦, (e)南カメルーン

### 第3部 その他の領土における公務員制度

(a)ガーナ, (b)マラヤ連邦, (c)スーダン

### 第4部 論評と結論

(a)新興国家は何を必要とするか, (b)植民地国家の義務, (c)海外公務員の将来の役割, (d)国際機関の役割, (e)方法の選択

### 付 属 1~7

「特別名簿B」の実施の例, ナイジェリアの西部地域: 「有資格公務員」の状態1959年7月1日, ナイジェリアの西部地域: 上級職員1959年4月30日, ナイジェリアの東部地域: 上級職員1959年4月1日, ナイジェリアの北部地域: 上級職員1959年10月1日, ナイジェリア連邦政府: 職員の分析1959年5月1日, ナイジェリア連邦政府: 「海外公務員」の数1959年4月1日